９　牧草地及び飼料作物畑の除草剤

(1)使用上の一般的注意事項

牧草及び飼料作物の雑草防除については、薬剤による防除の他、侵入防止対策、耕種的防除対策等の実施により雑草の発生量を低下させる。特に近年、草地において難防除雑草となっているイチビ、ワルナスビ、アレチウリなどの外来雑草は、家畜の飼料中に種子が混入し、未熟堆肥の施用等によりほ場に広がっていくので、堆肥化に際しては種子が死滅する55℃以上で５日間以上、堆積物全体を高温に保つことが重要である。

また、雑草の種類によっては、飼料作物の草種選定、作期の変更や輪作体系を考慮する等の耕種的防除が有効である。例えば、輪作体系にスーダングラスなどの長大作物又はエンバク等の麦類を組み入れることにより、雑草密度を低下させ、同時にセンチュウの密度を低下させるなど連作障害の回避にも有効である。

飼料用米・稲発酵粗飼料用除草剤は、飼料用米・稲発酵粗飼料の項目に掲載してある。